

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
大日本コンサルタント株式会社	東京都豊島区駒込 3-23-1	5-000184
株式会社 ニュージェック	大阪府大阪市北区本庄東 2-3-20	5-000191

注) 業者番号「5-」は、建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成24年12月7日 ～ 平成25年1月6日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設コンサルタント業務等

4 事実概要

大日本コンサルタント(株)は平成24年10月15日に茨城県茨城港湾事務所で行われた「維持管理計画書策定業務委託」の指名競争入札において、また、(株)ニュージェックは同日同事務所で行われた「港湾施設現況調査業務委託」の指名競争入札において、おのおの落札者となったが、特記仕様書に規定する資格を有する者がいないとの理由で契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

落札者決定後に契約を辞退したことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項及び別表第2第11号ウに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号ウ〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア、イ (略) ウ その他、業務に関し、不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)